

知多市告示第 1 2 8 号

知多市民間保育所等給食費軽減対策補助金交付要綱（令和 4 年知多市告示第 1 4 1 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 8 年 9 月 2 4 日

知多市長 伊 藤 清一郎

知多市民間保育所等給食費軽減対策補助金交付要綱（令和 4 年知多市告示第 1 4 1 号）の一部を別紙のとおり改正する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 9 月 2 4 日から施行し、令和 8 年 6 月 1 日から適用する。

(下線部分は改正箇所)

改正後			改正前		
(補助の対象及び補助金の額)			(補助の対象及び補助金の額)		
第2条 市長は、 <u>令和8年6月1日から令和8年9月30日までの間に</u> 民間保育所等が実施する給食の食材料に係る経費のうち、補助金の交付の対象として認める経費（以下「補助対象経費」という。）について補助金を交付する。			第2条 市長は、 <u>令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に</u> 民間保育所等が実施する給食の食材料に係る経費のうち、補助金の交付の対象として認める経費（以下「補助対象経費」という。）について補助金を交付する。		
2 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。			2 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。		
施設種別	補助対象経費	補助金の額	施設種別	補助対象経費	補助金の額
・保育所 ・小規模 保育事業 所	<u>令和8年7月1日から令和8年9月30日までの給食の食材料に係る経費の児童1人1食当たりの単価を月ごとに計算し、令和3年度同月の単価と比較して多い場合の差額。</u> (<u>令和8年度</u> において、物価高騰による給食費の影響分について、事業者が負担していること。)	(略)	・保育所 ・小規模 保育事業 所	<u>令和7年4月1日から9月30日までの給食の食材料に係る経費の児童1人1食当たりの単価を月ごとに計算し、令和3年度同月の単価と比較して多い場合の差額。</u> (<u>令和7年度</u> において、物価高騰による給食費の影響分について、事業者が負担していること。)	(略)

改正後			改正前		
・ 幼保連 携型認定 こども園	令和8年6月1日から令和8年7月31日まで及び令和8年9月1日から令和8年9月30日までの給食の食材料に係る経費の児童1人1食当たりの単価を月ごとに計算し、令和3年度同月の単価と比較して多い場合の差額。 (令和8年度において、物価高騰による給食費の影響分について、事業者が負担していること。)		・ 幼保連 携型認定 こども園	令和7年4月1日から7月31日まで及び令和7年9月1日から9月30日までの給食の食材料に係る経費の児童1人1食当たりの単価を月ごとに計算し、令和3年度同月の単価と比較して多い場合の差額。 (令和7年度において、物価高騰による給食費の影響分について、事業者が負担していること。)	
(削除)	(削除)	(削除)	・ 保育所 ・ 小規模 保育事業 所 ・ 幼保連 携型認定 こども園	令和7年10月1日から令和8年3月31日までの給食の食材料に係る経費の児童1人1食当たりの単価を月ごとに計算し、令和3年度同月の単価と比較して多い場合の差額。 (令和7年度において、物価高騰による給食費の影響分について、事業者が負担していること。)	補助対象経費 又は1食当たり 170円のいずれか低い額に、 その月の給食を提供した延べ児童数を乗じた金額とする。

改正後		改正前	
第2号様式（第3条関係）		第2号様式（第3条関係）	
(略)	(略)	(略)	(略)
補助単価 ④	円	補助単価 ④	円
(③又は <u>1食当たり100円のいずれか低い額</u>)		(③又は <u>次の額のいずれか低い額</u>)	
		令和7年4月1日から令和7年9月30日までの分は1 食当たり100円、令和7年10月1日から令和8年3 月31日までの分は1食当たり170円	